



素点 19/50  
↓  
後 28.1/50

第1問 答案用紙  
(企業法)

偏差値 56.2

**問題1** 甲会社は、その発行済全部の株式に当り毎年100万円の定額(107条1項1号)の付  
 した非公開定額債である。本件契約の結果が甲会社に与る影響は、本件契約の有効  
 性にかかわるが、まず、本件契約の効力が問題となる。この点、取締役会決議(29条7号)による  
 甲会社では、代表取締役の選任は取締役会の権限とされては(362条2項3号、3項)、また、本  
 件において本件定額の決議は(29条7号)旨の決議の結果が問題となる。この点、有効と認めら  
 れる。本来、株主総会は会社法及び本件定額債に関する一切の事項を決議する権利を(293条  
 1項)とし、取締役会が定額債発行に際しては代表取締役の選任は取締役会の権限とされては、その旨に  
 本件定額債に発行し、株主の利益とされるためであり、取締役会以下の機関の選任することを禁ずるに  
 しては、株主が禁ずる場合には、株主総会が代表取締役を選任することは許される。以上より、甲会社の規定  
 (2)は有効である。ここで、代表取締役を選任する機関は、同時に権利行使権限を有しては(29条7号)は  
 甲会社の一人株主とされている。そこで、本件規定に従って自ら代表取締役として定まることは、代表取締  
 役の監督の面から問題があると考えられる。この点、株式会社総利益は株主に帰し、取締役は株主ら  
 経営の専任を享受して選任する非公開定額債は逆算的な効果等からこの点も考慮され、問題点については  
 否。よって、本件契約は適法に代表取締役(39条1項)として選任されたBが執行権を有する。この点、多数  
 の債権を有する場合、取締役会決議が必要と(362条4項2号)が、甲会社の規則が1,000万円以上の金額  
 借入は取締役会の決議を要する旨の定めがあること、甲会社の借入額は20億円であること等から、200万円の借  
 入額は多数とははたし、代表取締役Bに専任してはと考える。以上から、本件契約は有効と認め、本件  
 契約の効力は甲会社に帰する。

**問題2** 取締役(役員)は(39条1項)2号、役員は、(1)と(2)、株主総会の決議により  
 解任される(39条1項、341条)。これは、株主の役員に就ける権利を侵害するものである。  
 まず、解任された取締役は、その解任に際して正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、権利  
 行使を禁止する損害賠償請求をすることができる(39条2項)。ここで、Cの解任理由が正当なもの  
 であるか問題となる。この点、取締役は株主ら経営の専任を受け、取締役会の構成見直し(362条1項)  
 とは、解任可能な「正当な理由」とは、株式会社総利益に侵害する法令、定款違反に  
 反して解任すること、Cは、Bとの私生活上のトラブルの原因として選任されたことと直接の原因として  
 信頼の喪失を理由に解任されており、「正当な理由」に基いて解任は正当である。よって、Cは、その  
 解任は正当と認め、その後の勤務が果たした(1)等4号の損失等については、会社法39条1項  
 (1)条に基いて賠償を請求することができる。

評	点

素点 14/50

↓  
後 26.25/50

第2問 答案用紙

(企業法)

偏差値 52.5

2  
2

問題1 新設分割とは、1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に既に所有する権利義務の全部又は一部を分割により新設会社へ承継させることである(2条30号)。本件新設分割では、新設分割後新設分割会社は2以上の債権の履行を請求することができ、新設分割前株式会社の債権者は、本件新設分割について異議を述べることができる(810条1項2号)。これは、この分割の債権者は債権者の交代により多大の不利益を受けない、それを保護するためである。

問題2 丙会社は、「債権者は令和3年8月31日までに異議を述べることができる旨を公告し、本件新設分割計画に反対し、「債権者対象の債権者については丁会社の法的責任を認む」と定めている。Aの提言は甲事業から生じたものであり、令和4年5月1日付には丁会社に承継されておらず、丁会社にのみ弁済の請求をすることができる。当該請求が認められるに反して、ここで、①会社法810条1項2号の規定に異議を述べることができる新設分割会社の債権者として②会社法810条2項各号の催告を受けたものとして③会社法810条3項に規定する場合は不法行為により、発生した債権の債権者である者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債権の履行を請求することから、その請求をすることができる。新設分割会社は、新設分割会社は新設分割設立前株式会社の成立日に有する債権の価額を賠償し、当該債権の履行を請求する(168条1項)。ここで、Aは、令和3年5月に当該請求の原因となる事象が発生し、損害を被る。1年間の期間は丙会社の責めに帰すべきものであることと判明し、新設分割の効力発生後であるが、①を請求するのは問題ない。この点、請求は当然の権利であり、810条1項2号の趣旨は、新設分割により不利益を受ける債権者の保護であり、Aは新設分割時点に損害を受け、入債している点も考慮可能。Aも債権者異議の対象となる債権者とみなすべきである。以上、Aは①を請求。また、Aは②各号の催告を受けていない。丁は②甲会社はその公告方法を「電子公告による」と定めている(939条1項3号)。Aの提言は、甲会社の異議を認めない不法行為に該当しない。以上から、①、②、③を請求し、当該請求を認められる。

評	点